

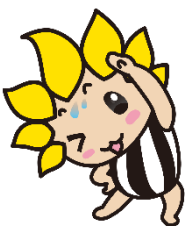
【概要版】

# 座間市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

座間市



# 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

ってなに？

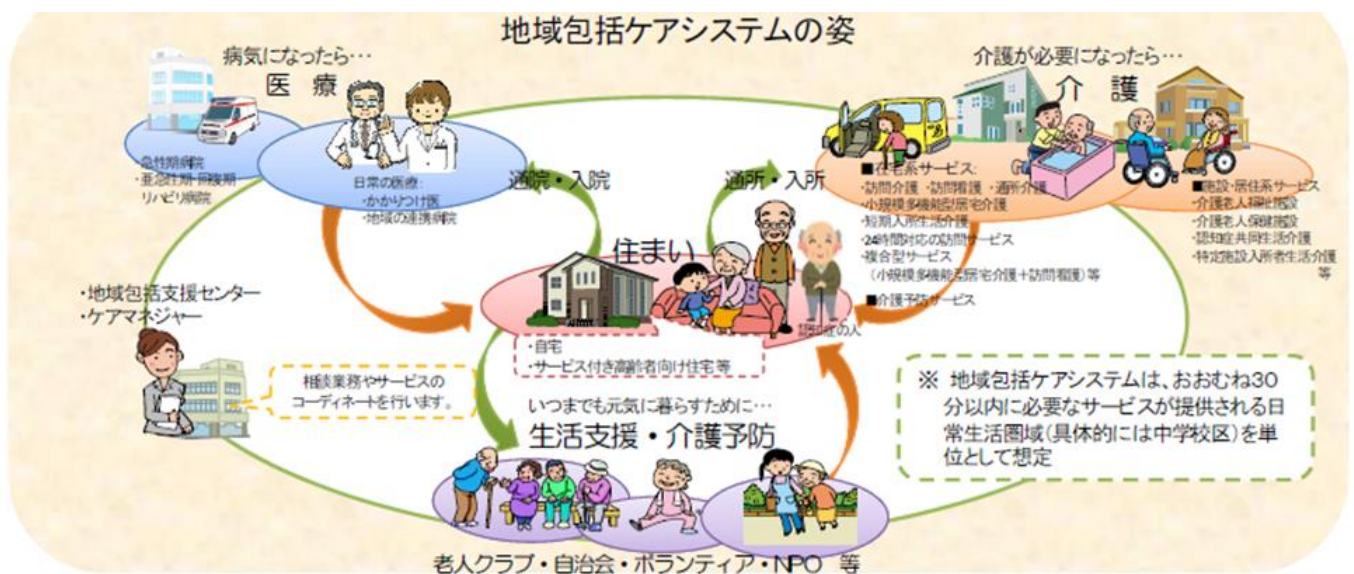
「高齢者保健福祉計画」は、高齢者の健康や福祉の増進に関わる様々な施策を実施するために策定する計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険制度を円滑に運営するために、要介護（要支援）認定者数や介護保険サービス量、介護保険事業費の見込み等についての計画です。

「座間市高齢者保健福祉計画・第9期座間市介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）は、老人福祉法及び介護保険法の定めにより、「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。

## 地域包括ケアシステムってなに？

「地域包括ケアシステム」は、すべての高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・（介護状態の）予防・日常生活の支援が一体的に提供される体制のことです。



# 本計画を策定する趣旨

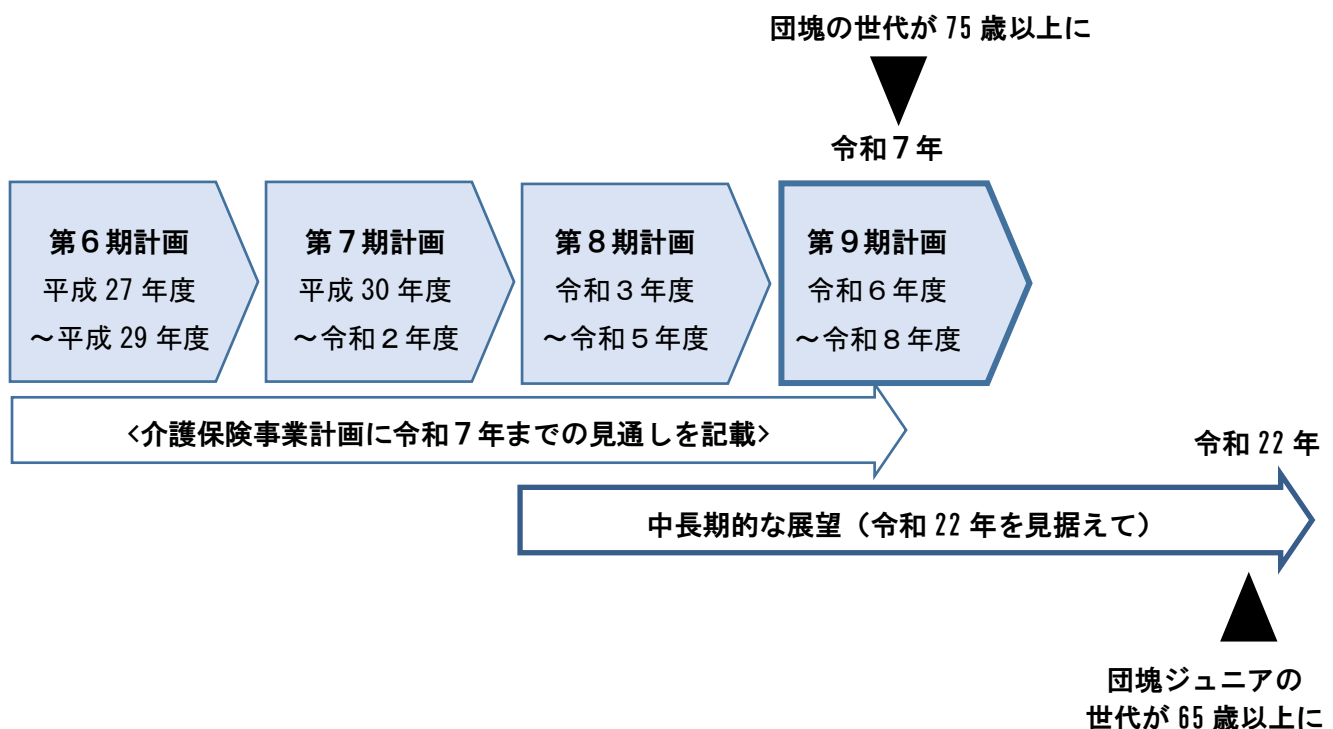
総務省統計局によると、令和5年1月1日現在、我が国の総人口は約1億2,475万2千人、65歳以上の人口は3,622万人、高齢化率は29.1%で、4人に1人以上が高齢者です。本市におきましても、65歳以上人口は令和5年10月1日で34,484人（高齢化率26.2%）となっており、令和2年の33,823人（高齢化率25.7%）より高齢化率が0.5ポイント増加しています。

本市では、令和3年3月に「座間市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、高齢者の尊厳の保持や介護予防、地域密着型サービスに重点を置き、高齢者保健福祉施策を一層充実できるよう進めてきました。

今回、国の基本指針を踏まえ、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す「座間市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

# 本計画の期間

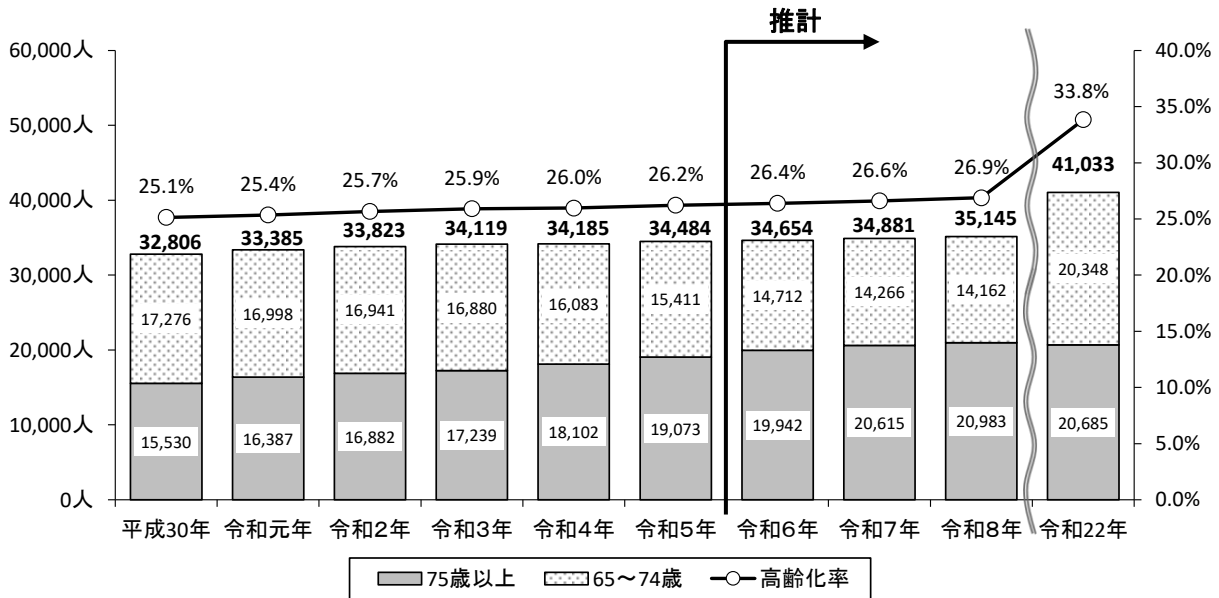
この計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を最終年度とする3か年計画です。地域の介護需要のピークを推計し、中長期的な視点をもって策定しています。



# 座間市の高齢者を取り巻く現状

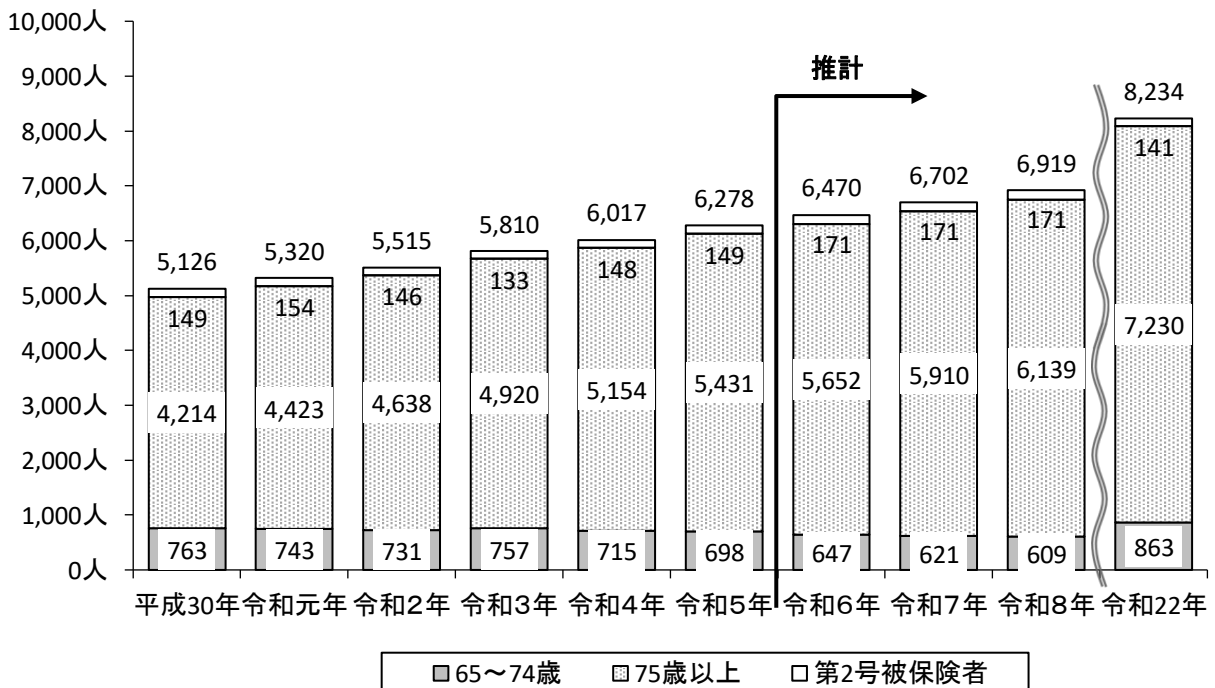
## □高齢者人口の推移と今後の見込み

本市の65歳以上人口は令和5年10月1日現在、34,484人で、65～74歳の前期高齢者が15,411人、75歳以上の後期高齢者が19,073人となっています。対総人口比で見ると、75歳以上の後期高齢者の割合が毎年増加しています。



## □要介護(要支援)認定者数の推移と今後の見込み

本市の要介護(要支援)認定者数は令和5年10月1日現在で6,278人となっており、内訳としては、65～74歳が698人(11.1%)、75歳以上が5,431人(86.5%)、第2号被保険者(40～64歳)が149人(2.4%)で、認定者の8割以上が75歳以上となっています。



# 本計画の基本理念と目標

家庭や地域等のコミュニティにおける人と人とのつながりの重要性を認識し、自助を支える互助・共助の仕組みづくり、世代を超えて共に支え合う地域づくりに向けて、「共に認め合い、支え合うまちづくり」を目指すべき将来像（基本理念）としました。

## □目指すべき将来像(基本理念)

**共に認め合い、  
支え合うまちづくり**

## □計画目標

基本理念の実現のため、社会の動向や介護保険の改正のポイントを踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険事業の安定的で持続可能な運営」を計画の目標としました。

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 重点事項 1 介護予防・健康づくり施策の推進

地域の会議、アンケート、利用者データ等により地域の実情を把握した上で、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発し、高齢者の自主的な介護予防の取組が継続されるよう促すとともに、介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を支援します。

また、リハビリテーションに関する専門職が、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を機能強化する体制を整えます。

以上の施策を実施するため、介護保険制度にとどまらず、様々な分野の取組と連携を図り、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにします。

#### 重点事項 2 認知症施策の総合的な推進

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に掲げる基本理念に基づき、(認知症の人に関する国民の理解の増進等、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、認知症の人の社会参加の機会の確保等、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護、保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等、相談体制の整備等、研究等の推進等、認知症の予防等) 地域の実状に応じて認知症施策を実施します。

なお、国、県、他市、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者等の多様な主体と相互に連携を図ります。

## (2) 介護保険制度の持続可能性の確保

### 重点事項 3 介護人材の確保及び業務改善・負担の軽減

現状の介護人材不足に加え、今後も高齢者人口の増加が見込まれることから現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。このため、介護人材の確保の方策について、計画的な取組を進めるとともに、県や他市町村との連携を強化する必要があります。

これに加えて、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することも検討していきます。

また、市の事業としての介護人材の確保については、介護職員等に対し介護の仕事に必要な資格取得の研修に要した受講料の一部を助成する事業など引き続き取り組んでいきます。

### 重点事項 4 多様なサービス基盤の整備

本市におけるアンケート調査の結果、施設利用希望者は一定数見込まれるものの、介護サービスが必要になったときに生活したい場所は、「自宅」が最も多く、「施設」利用は減少傾向です。

しかしながら、第9期計画期間中は、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する要介護者等の増加が見込まれています。

今後、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見越し、その後のピークアウトも見据えることが求められます。

そのため、広域型である既存の介護保険施設と地域密着型サービスを組み合わせつつ、周辺の広域型施設整備状況を踏まえながら、県と連携した取組が必要になってきます。

さらに、地震や風水害等の自然災害に対する防災・減災対策及び重症化リスクが高い要介護者等の感染症対策を考慮した整備の充実も求められます。

そこで、多様なサービス基盤の整備については、「できる限り住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるように在宅サービスと地域密着型サービスの充実に努める」とともに、併せて「在宅で常時の介護を受けることが困難な方のための施設の整備を図る」など、地域のニーズに応じたサービス基盤の整備に取り組んでいきます。



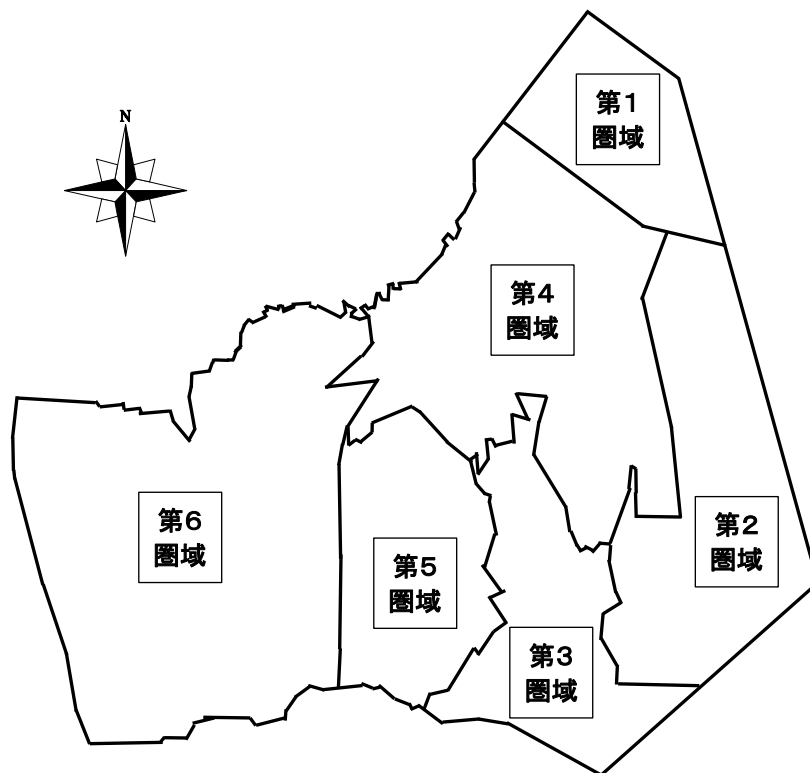
# 本計画が想定する地域の単位

日常生活圏域とは、介護保険法において「その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

本市では、地域の実情を総合的に踏まえ、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域として6つの圏域の設定をしています。

この日常生活圏域を単位として、地域包括支援センターを設置し、また、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域における自立した日常生活の支援、高齢者の居住安定に係る施策との連携を図り、地域包括ケアシステムを推進していきます。

## ●日常生活圏域●

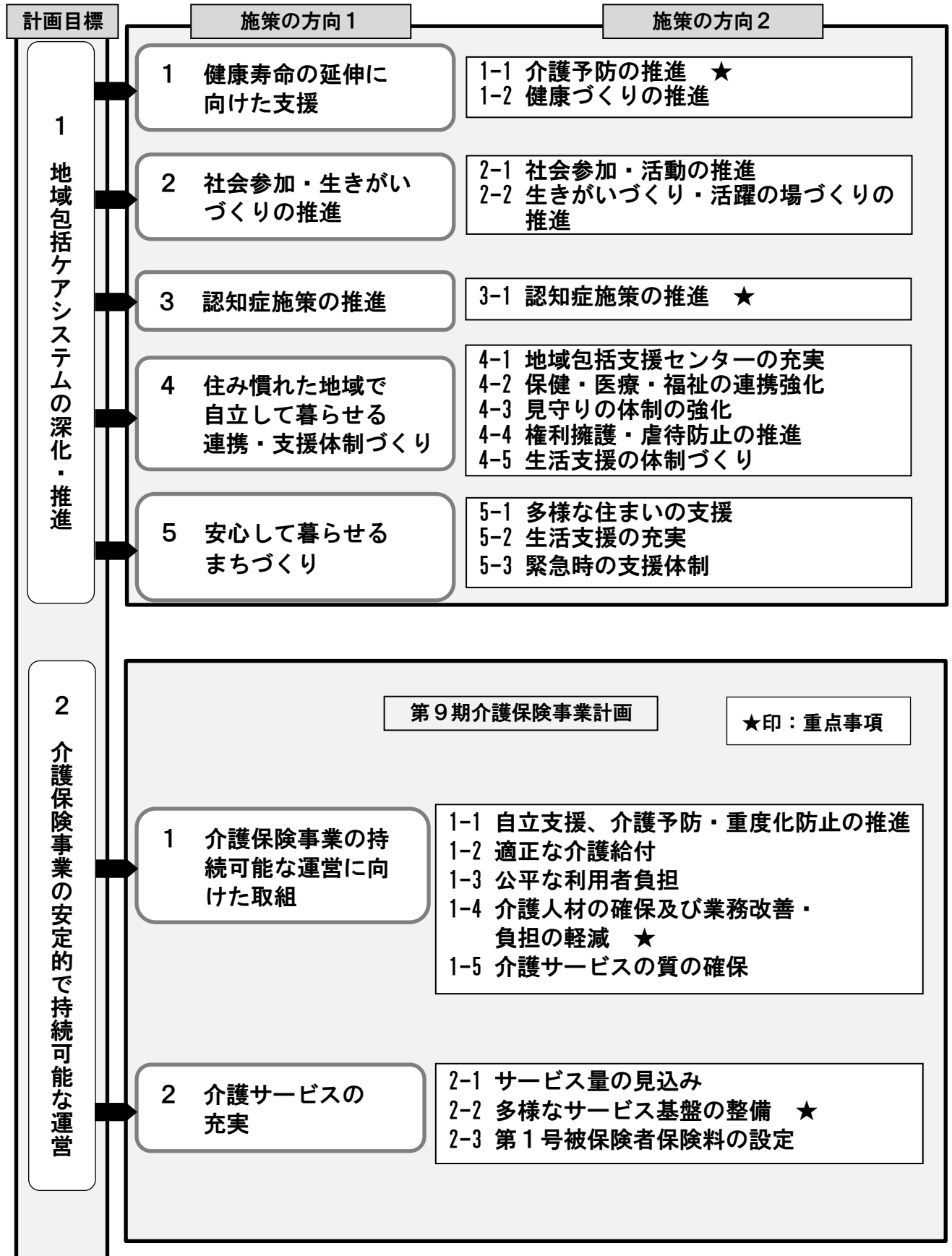


- 第1圏域 相模が丘
- 第2圏域 小松原、ひばりが丘、東原
- 第3圏域 さがみ野、栗原中央、南栗原、西栗原
- 第4圏域 相武台、広野台、栗原、緑ヶ丘二～六丁目、明王
- 第5圏域 緑ヶ丘一丁目、立野台、入谷東
- 第6圏域 入谷西、四ツ谷、新田宿、座間

# 本計画の体系

(基本理念)

共に認め合い、支え合うまちづくり





主な施策・事業名

1 地域包括ケアシステムの深化・推進	1-1	・介護予防・生活支援サービス事業 ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業
	1-2	・健康手帳の交付 ・健康教育 ・健康相談 ・健康に関する冊子 ・健康ぞまいレージ ・健康診査 ・がん検診 ・成人歯科健康診査 ・訪問指導 ・高齢者の予防接種
	2-1	・地域福祉活動の支援 ・活動団体の育成 ・老人憩いの家
	2-2	・生きがいセンター ・シルバー人材センター ・生涯学習の推進 ・生涯スポーツの推進
	3-1	・認知症高齢者等見守りネットワーク ・認知症高齢者等位置確認事業 ・認知症に関する知識や支援体制等の普及・啓発 ・認知症予防の推進 ・認知症の人及び介護者への支援 ・認知症バリアフリーの推進による社会参加支援
	4-1	・地域ケア体制の整備 ・地域包括ケア会議 ・個別ケア会議及び地域課題検討会議 ・総合相談支援業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
	4-2	・後期高齢者医療制度 ・広域救急医療体制 ・高齢者救急医療情報キット配布事業 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・在宅医療推進協議会
	4-3	・ひとり暮らし高齢者等への支援 ・見守りに関する関係機関との協定
	4-4	・成年後見制度の利用促進 ・成年後見制度・市長申立ての実施 ・成年後見制度利用支援事業 ・高齢者虐待の防止
	4-5	・生活支援コーディネーターの配置 ・協議体の設置 ・生活困窮者自立支援事業
	5-1	・高齢者等に配慮した公営住宅の整備 ・一時生活支援事業 ・他機関協働での住まい支援体制づくり ・多様な住まいの確保 ・住宅改修支援 ・ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進
	5-2	・移送サービス ・寝具乾燥・丸洗いサービス ・緊急通報システム事業 ・高齢者理容・美容助成券支給 ・高齢者等戸別収集 ・生活支援型短期入所 ・緊急短期入所 ・家族介護教室 ・家族介護支援
	5-3	・災害時避難行動要支援者支援 ・災害時における高齢者の緊急避難施設との協定 ・介護事業所等における災害・感染症対策に係る体制整備

2 介護保険事業の安定的で持続可能な運営	1-1	・リハビリテーション提供体制の充実 ・その他の取組(再掲)
	1-2	・介護給付等費用の適正化 ・福祉用具貸与及び住宅改修の見直し
	1-3	・利用者への情報の提供 ・介護納付金への総報酬割 ・利用者負担割合の見直し等 ・高額介護サービス費等の支給 ・低所得者への配慮等
	1-4	・介護人材の確保及び業務改善・負担の軽減
	1-5	・運営指導・監査 ・事業者育成
	2-1	・介護サービス量の見込み(ア居宅サービス イ地域密着型サービス ウ施設サービス) ・標準給付費の量と見込み ・地域支援事業費の見込み ・保健福祉事業費の見込み
	2-2	・施設の整備 ・地域密着型サービス事業所の整備 ・特定施設入居者生活介護の整備
	2-3	・第8期事業計画からの変更点 ・保険給付費の負担割合 ・保険料の算定方法 ・第1号被保険者の保険料

# 今後3年間の介護保険料について

## ◇標準給付費の見込み

(単位：千円/年)

サービスの種類	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
総給付費※1	9,318,206	9,814,690	10,330,711	12,087,333
特定入所者介護サービス費 等給付額※2	183,791	190,622	196,794	230,644
高額介護サービス費等 給付額	199,660	207,130	213,836	249,904
高額医療合算 介護サービス費等給付額	36,972	38,298	39,538	47,053
算定対象審査支払手数料	7,880	8,163	8,427	10,029
標準給付費見込額	9,746,510	10,258,903	10,789,307	12,624,963

※1 一定以上所得者負担の調整後の額

※2 試算等勘案調整後の額

※ 千円以下を切り上げて表記している関係で合計が一致しない場合もあります。

## ◇地域支援事業費の見込み

(単位：千円/年)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	312,923	324,608	330,769	326,330
包括的支援事業（地域包括支援セン ターの運営）及び任意事業費	204,084	214,594	219,600	241,201
包括的支援事業（社会保障充実分）	70,200	86,337	86,337	82,832
地域支援事業費	587,207	625,540	636,706	650,363

※ 千円以下を切り捨て表記している関係で合計が一致しない場合もあります。

## ◇保健福祉事業費の見込み

(単位：千円/年)

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
おむつ等支給事業費	1,498	1,549	1,576	1,554

## 第1号被保険者の保険料

介護保険料の段階設定は、第1号被保険者の負担能力に応じた負担割合を基本とし、第9期計画では、第8期計画の16段階をさらに多段階化し、20段階とします。

### 第9期の第1号被保険者の保険料

段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料
1	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 住民税非課税(世帯全員) (合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下)	0.455 (0.285)	31,980 円 (20,030 円)
2	住民税非課税(世帯全員) (合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下)	0.685 (0.485)	48,150 円 (34,090 円)
3	住民税非課税(世帯全員) (合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超)	0.690 (0.685)	48,500 円 (48,150 円)
4	住民税非課税(本人) (合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下)	0.900	63,270 円
5	上記以外の住民税非課税(本人)	1.000	70,300 円
6	住民税課税 (合計所得金額が120万円未満)	1.200	84,360 円
7	住民税課税 (合計所得金額が120万円以上210万円未満)	1.300	91,390 円
8	住民税課税 (合計所得金額が210万円以上320万円未満)	1.500	105,450 円
9	住民税課税 (合計所得金額が320万円以上420万円未満)	1.700	119,510 円
10	住民税課税 (合計所得金額が420万円以上520万円未満)	1.900	133,570 円
11	住民税課税 (合計所得金額が520万円以上620万円未満)	2.100	147,630 円
12	住民税課税 (合計所得金額が620万円以上720万円未満)	2.300	161,690 円
13	住民税課税 (合計所得金額が720万円以上800万円未満)	2.400	168,720 円
14	住民税課税 (合計所得金額が800万円以上900万円未満)	2.500	175,750 円
15	住民税課税 (合計所得金額が900万円以上1,000万円未満)	2.600	182,780 円
16	住民税課税 (合計所得金額が1,000万円以上1,100万円未満)	2.700	189,810 円
17	住民税課税 (合計所得金額が1,100万円以上1,200万円未満)	2.800	196,840 円
18	住民税課税 (合計所得金額が1,200万円以上1,300万円未満)	2.900	203,870 円
19	住民税課税 (合計所得金額が1,300万円以上1,400万円未満)	3.000	210,900 円
20	住民税課税 (合計所得金額が1,400万円以上)	3.100	217,930 円

※カッコ( )内は令和6年度～令和8年度の公費負担による保険料軽減後の額です。

座間市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画  
(令和6年度～令和8年度)  
概要版

発行日：令和6年3月

発行：神奈川県座間市

編集：座間市福祉部介護保険課  
福祉部長寿支援課

〒252-8566

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号